

第6期熊本県障がい者計画(案)に関する意見募集の結果について

No	項目	ご意見・ご提案の概要	県の考え方	取扱い
1	<p>第3章 分野別施策 1 地域生活支援 (5)障がい特性に配慮した地域生活支援 ③発達障がい児(者)の家族への支援の充実</p>	<p>ぜひペアレントメンターの養成に取り組んでほしい。ペアレントメンターに家族が相談できる会合の実施もぜひともお願いしたい。家族としては、発達障がい児の子育てを考える機会を強く望んでいる。家族支援について、母親だけでなく父親の支援も充実してほしい。具体的には、ペアレントメンターなどによる母親を対象にした発達障がい児の相談会はよく開催されているが、父親が参加しやすい相談会の実施を実現していただければと切に願う。子育てには、父親の存在も非常に重要だと考える。</p>	<p>ご意見のとおり、発達障がい児(者)の家族への支援においては、母親だけでなく父親やその家族も参加しやすいものとするのが重要であると考えています。その考えを明確にするため、以下のとおり計画の内容を変更しました。</p> <p><修正後> (略)また、育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、ペアレントメンター等)が効果的に支援する研修会やペアレントプログラムなどを実施するとともに、その参加者の拡充を図り家族支援を推進します。</p>	反映
2	<p>第4章 数値目標 施策分野8 差別の解消及び権利擁護の推進 No.37 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度</p>	<p>R8年度末の目標値が50%というのはハードルが低すぎるのではないかと。R2年度末の目標値が50%で、R1年度末が42.4%(達成率80%)となっているが、H24年の制定後、8年間を経過しても認知度が50%に達していないにもかかわらず、今後6年間(H24からすれば14年間)をも経たのちの目標値を前回と同じ50%とするのは、県としての施策推進の意志・意欲が感じられない。障害のある人への差別解消・権利擁護の推進は、障害者施策の根幹と考える。全国に誇るとされるこの条例を県民に普及・浸透させるには、さらに高い目標値(例えば75%)を設定して、それに見合う強力な推進策が必要ではないかと。</p>	<p>県としてもより多くの方に本県の「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を知っていただきたいとの考えから数値目標に掲げ、その周知に取り組んでいるところです。</p> <p>他県における同様の条例の認知度は10%~20%台に留まっており、本県の4割を超える条例認知度は、これまでの関係者のご協力を含む熱心な周知活動の賜物と考えています。</p> <p>まずは、全県民の2人に1人が条例を認知している状態を目指して、更なる周知に努めるとともに、現在、条例設定時の2倍にまで増加した「名前だけの認知でない認知者」の割合を更に増加させていきたいと考えていますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。</p>	補足

第6期熊本県障がい者計画(案)に関する意見募集の結果について

No	項目	ご意見・ご提案の概要	県の考え方	取扱い
3	第1章 計画策定にあたって 5 基本理念	<p>次期計画の位置付けを明らかにするために、2015年の国連サミットで採択された世界共通の目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」を踏まえて、具体的な施策を推進することを明記して頂きたい。</p> <p>SDGsは「誰ひとり取り残さない」を理念とし、持続可能で多様性のある社会の実現を(2030年までに)目指すというものだが、この考え方は、障がいのある人のための施策にも通じると考える。そもそも、障がいのある人のための施策は、単年度あるいは一つの計画期間だけで完結できるものではないため、次の計画からは、「持続可能」という概念を明確に位置付けることが不可欠と考える。</p> <p>SDGsは17の目標で構成されていますが、以下にあげた目標は、特に、障がいのある人に関わる要素が多いと考える。</p> <p>「3.すべての人に健康と福祉を」「10.人や国の不平等をなくそう」 「11.住み続けられるまちづくりを」「4.質の高い教育をみんなに」 「17.パートナーシップで目標を達成しよう」</p> <p>次期計画案では、計画の推進のため「PDCAサイクル」や「庁内各部署や市町村等との連携・協力」をあげているが、これらを着実に実行させるためにも、次期計画が「SDGsの理念に則り、誠実に実行されること」を基本理念で謳うことが必要と考える。</p> <p>例えば、分野別施策Ⅰ「地域生活支援」の(1)地域移行・地域定着にある「④グループホームの整備」において、仮に建物などのハード面だけの整備を想定しているのであれば、上記の11.や17.の目標達成とは言えない。</p> <p>「誰ひとり取り残さず」「持続可能な」地域生活を営むためには、グループホーム事業者の安定した経営、世話人など支援に携わる人材の養成と確保、地域住民らとの相互理解などのソフト面も、ワンセットで実践されなければならないと考える。</p> <p>「質の高い教育」は、単に学力向上だけを意味したものではない。低学年のうちから障がいのある人たちと出会い、差別や偏見を「他人事ではなく我が事」として受け止める体験を積んでいく教育を実践することが必要と考える。</p> <p>また、「持続可能な」視点に立てば、義務教育後も継続した特別支援教育が実施されなくてはならない。すべての県立高校および県立大学等において特別支援教育、インクルージョン教育が実践されることが必要と考える。</p> <p>さらに、3.や11.の目標を達成するためには、普段の暮らしに身近な「市町村」単位での取組が不可欠であり、次期計画では、熊本県が策定している「熊本市障がい者生活プラン」との連携を、着実に実行してほしい。</p> <p>特に、次期計画に新たに加える「災害対策」や「感染症対策」では、熊本市との緊密な連携が不可欠となるはず。すでに熊本市で実践している、市内の特別支援学校を「福祉子ども避難所」に指定する取組を、県立の支援学校でも実施してほしい。</p>	<p>これまで本県が進めてきた取り組みはSDGsに掲げられた17のゴールに相通じるものであり、今後もSDGsを原動力とした地方創生を推進し、持続可能な社会を実現していることが必要であることから、本県が現在作成中の「新しいくまもと創造に向けた基本方針」において、第3章の基本理念の中に、SDGsを本県が実施する様々な取り組みの指針として位置づけることを記載しているところです。</p> <p>このことから、今回の計画に記載する様々な施策についても、SDGsの考えを踏まえて実施することになりますので、このことを明確にするため、以下のように計画の記載を追記しました。</p> <p>なお、計画の中でも、例えば「地域生活支援」の分野においては、グループホームの整備について記載するだけでなく、サービス提供に係る人材の確保・育成やサービス継続に向けた支援についても記載しているところですし、「教育、文化芸術活動・スポーツ」の分野においては、インクルーシブ教育システムの推進だけでなく、生涯を通じた多様な学習活動の支援についても記載しているところです。</p> <p>また、県と政令指定都市である熊本市との連携は不可欠であるとの考えから、本計画の策定や施策の検証・評価を行う熊本県障害者施策推進審議会の委員に熊本市の「熊本市障がい者生活プラン」担当課からも参加いただいております。</p> <p>さらに、現在、熊本市以外の県立特別支援学校13校中、立地上の問題等で避難所指定ができない4校を除き、2校が福祉子ども避難所、4校が福祉避難所として市町村との協定を締結し、残る3校についても市町村との協議を継続しているところです。</p> <p><修正後> 第6期計画の目指す姿である「共生社会の実現」に向け、第5期計画の考え方を継承し、SDGsの趣旨を踏まえ、次の3つの基本理念に基づいて、障がい者施策を推進します。</p>	反映

第6期熊本県障がい者計画(案)に関する意見募集の結果について

No	項目	ご意見・ご提案の概要	県の考え方	取扱い
4	第1章 計画策定にあたって 5 基本理念 自らの選択・決定・参画の実現	<p>「自らの選択・決定・参画の実現」の理念の文中に「ライフステージに応じた切れ目のない支援を図っていきます」とあるが、その支援は「自己選択・意思決定・社会参画が可能になる」ためのもの、と位置付けられているように読める。「切れ目のない支援」とは、果たしてそれだけのためにあるものか。当事者や家族が「切れ目のない支援」を求めているのは、自己選択等々の場面「のみ」ではないのではないか。</p> <p>選択、決定、参画する場面であろうがなかろうが、その人の「障がい特性を正しく理解」して、その人に合った「具体的、個別的で適切な支援」が、「生涯にわたって継続して行われる」ことが「確実に約束」されることこそが理念の中核に位置付けられるべきと考ええる。</p> <p>そういう意味では、「切れ目のない支援」という概念は、3つの理念のうちの「安心していきいきと生活できる環境づくり」の方に近いのではないかと考える。</p> <p>本計画が「庁内各部局にまたがる障がい者施策に関する総合的な計画」であることも踏まえると、「自己選択等々が可能になるよう」との表現は、ますます違和感を覚える。</p> <p>障がいのある人の生涯を「丸ごと」見据えた理念として頂きたく、再考を求める。</p>	<p>現計画(第5期熊本県障がい者計画)の基本理念は、第4期計画から引き継がれたものであり、今回の計画においても、同様の理念を継承することとしているところです。</p> <p>ただ、「自らの選択・決定・参画の実現」については、現計画の説明文から一部分を削除していたため、ご意見のとおり、自己選択・意思決定・社会参画を「切れ目のない支援」によって行うような文章となっていました。</p> <p>このことから、以下のとおり、今回の第6期計画を現計画と同様の表現に修正しました。</p> <p><修正後> また、障がいのある人の…(略)関係機関連携のもと、ライフステージに応じた切れ目のない支援を念頭に置いた施策の充実を図っていきます。</p>	反映
5	第3章 分野別施策 1 地域生活支援 (4)サービス提供体制 ①サービスを提供する人材の確保	<p>「人材の確保や養成」が「喫緊の課題」であることは言うまでもない。「専門性が高く、使命感が強い」優秀な支援者を育て、増やしていくことこそが、本計画の理念を現実的に実現していく鍵になる。</p> <p>そのためには、計画案からさらに踏み込んだ、具体的な施策が求められる。職員等の安定的な確保や職場定着のために、「給与水準の引き上げ」や「各種手当の充実」「長時間労働の解消」など就労環境の改善を、県をあげて早急に取り組むという姿勢を、計画の中に明記してほしい。</p> <p>また、すべての支援者(職員)らが、障がいのある人への仕事に誇りを持ち、やりがいを感じていくことが、本当の意味での「サービスの質の向上」につながるものと思われる。そのためにも、優れた支援者を表彰したり、地域住民らとの交流の場を設けたりする「支援者応援」のための県独自の取組を、本計画の中に盛り込んでほしい。</p>	<p>ご意見を受け、人材の確保やサービスの継続のためには、「就労環境」を更に良いものにしていくことが重要であるとの考えから、以下のとおり本計画に追記します。</p> <p>なお、優れた支援者の表彰等による県独自の取組につきましては、毎年「熊本県社会福祉功労者及び団体等知事表彰」を実施しているところであり、本年度も障がい分野から10名の方(うち4名が施設関係職員)が受賞されています。</p> <p><修正後> (略)調整等を行います。 ○サービス事業者等に対し、職員の資質向上や労働環境・処遇の改善を要件とする「処遇改善加算」の取得奨励等による就労環境改善の促進を図るとともに、労働法規の順守徹底に向けた指導を行います。</p>	反映
6	第3章 分野別施策 8 差別の解消及び権利擁護の推進 (2)障がい者虐待防止	<p>「障がい者虐待防止」という文言について、「障がい『児』者虐待防止」と、『児』を付け加えてほしい。</p> <p>「3 教育、～」では、幼児児童生徒に関わる施策があげられています。虐待防止で「児」が省かれる理由が分かりません。</p> <p>虐待防止(及び権利擁護)は、障がいのある人の生涯にわたって保障されるべきものと考え。特に近年では、「マルトリートメント」と呼ばれる、子どもへの不適切な関わりが脳に影響を与え、心の問題を起こすことが指摘されている。</p> <p>教職員らによる暴言や体罰等の虐待がなくなる背景にも、配慮が必要な児童生徒への無理解や無関心が潜んでいるかもしれません。</p> <p>相次ぐ県立特別支援学校での不祥事を受け、有識者らの委員会が昨年10月、県教育長に再発防止策を提言した。有識者らから出た様々な意見を反映させた具体的な取組を、ぜひ本計画に追記してほしい。</p>	<p>本計画は、障害者基本法に基づくものであり、同法第2条第1号に規定する「障害者」は18歳未満を含むことから、本計画に記載の「障がい者」も、虐待防止にかかわらず、全て18歳未満を含みます。ただし、発達障がい児や医療的ケア児、歯科関係等については、あえて18歳以上を含むことを示す必要がある場合に、障がい児(者)という表現を使用しています。</p> <p>なお、障害者虐待防止法も18歳未満を含めて対象としているところです。</p> <p>また、「熊本県立特別支援学校における適切な指導の在り方等検討委員会」で提言された取組を記載することにつきましては、本計画が県全体の計画を全て網羅するものではないため、具体的な内容を記載することは控えさせていただきます。</p> <p>特別支援学校では、この提言を受けてアクションプランを策定し再発防止に向けた研修等に取り組んでおり、本計画では、分野別施策3の(1)の⑤の「全ての学校における支援体制の充実」において、研修の実施を含む児童生徒への指導・支援の充実を図るとしています。</p>	補足

第6期熊本県障がい者計画(案)に関する意見募集の結果について

No	項目	ご意見・ご提案の概要	県の考え方	取扱い
7	第3章 分野別施策 6 安心安全 (2)感染症対策 ③医療・検査体制等の整備	障がい児者が入院及び治療が必要となった場合、障がい特性に十分配慮した環境の整備や治療に努めてほしい。医師や看護師だけでなく、搬送時の救急従事者からも障がい特性を十分理解して対応してほしい。 場合によっては、家族や施設職員らが同室に入院できるよう、特別な措置を講じて頂くよう、お願いしたい。 「感染防止」の名の下に、「いじめ」や「排除」が、障がい児者やその家族に決して向けられることのないよう、県民への啓発に取り組んで頂きたい。	ご意見のとおり、障がい者の特性に十分に配慮したうえで、症状の程度等を勘案しながら、適切な搬送・治療が受けられることが重要であると考えています。そのため、感染者やその家族が安心して治療等が受けられるよう医療体制の確保・充実を進めるとともに、受け入れ医療機関の調整を行います。 計画の記載については、以下のとおり修正しました。 また、感染防止に関連したいじめや排除については、絶対にあってはならないことであり、障がい者というよりも感染者やその家族、医療従事者に対する偏見や差別等の事例が散見されることから、本県が現在作成中の「新しいくまもと創造に向けた基本方針」の中の「2新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応」において、偏見や差別の防止等に取り組むことを記載しています。 現在も専用相談窓口の開設や各種媒体を活用した広報・啓発を行っており、引き続き、感染症に関連した差別や偏見などが広がらないよう取り組んでいきます。 <修正後> 感染症に感染し医療機関への入院が必要となった障がい児者に対しては、症状の変化を勘案のうえ、それぞれの障がい特性を関係機関と共有し、感染者とその家族が安心して入院治療を受けられるよう医療機関の調整を行い、保護者の付き添い等については、必要に応じて十分配慮されるよう関係機関の連携を図ります。特に、入所措置の方を含む精神疾患を有する感染症患者については、関係機関と協議・連携し、受け入れ体制の整備・充実を進めます。 また、(略)	反映
8	資料編 4 意見聴取結果 (4)パブリックコメントの結果	今回のパブリックコメント募集にあたり「後日、県の考え方をお示しし、県庁ホームページなどで公表いたします」とあるが、同計画の「資料編 4 意見聴取結果(4)パブリックコメントの結果」欄に、県民から募集したすべてのコメントと、それに対する「県の考え方」を明記するべきと考える。 県民にコメントを募集し、それらの意見についての県の考え方を「限られた媒体のみ」で公表することがあつては、もはや「パブリック」ではありません。 少なくとも、同計画の巻末の資料編に、募集した意見についての「県の考え方」を具体的に掲載して、県がなぜ「反映」したのか、どのように「参考」にしたのか、どんな「補足説明」をしたのかを、すべての県民に対して「可視化」する義務が、パブリックコメントを募集した県にはあると考える。 ページ数抑制という考えは、県民の意見軽視と見なされかねません。県民に開かれた施策策定であることを、強く願う。	本県でのパブリック・コメント手続に関しては、「県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要綱」等に基づき実施しているところです。 今回提出されたご意見やそのご意見に対する県の考え方につきましては、県庁ホームページ上に掲載するとともに、各地域振興局、県の出先機関(図書館、美術館等)において閲覧できるようにします。 また、本計画の資料編(4)「パブリックコメントの結果」には、その概要を県の考え方も含めて掲載することとしています。	補足

第6期熊本県障がい者計画(案)に関する意見募集の結果について

No	項目	ご意見・ご提案の概要	県の考え方	取扱い
9	<p>第3章 分野別施策 3 教育、文化芸術・スポーツ (6)文化芸術・スポーツ ②スポーツを通じた社会参加の促進</p>	<p>県大会やふれあいピックの開催や東京パラに関して体験会の開催や選手の発掘・育成が書かれている。 県大会やスポーツ教室の開催は重要なことであり、障がい者が直接スポーツと触れ合う機会である。 県のくまもと障がい者プランには「障がいのある人もない人、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現」とあり、更に県教育委員会では「障がいの有無に関わらず、共にスポーツに親しむクラブ作りを目指すことで障がいのある人が身近なスポーツ施設で日常的にスポーツに親しめるばかりでなく、お互いに理解と交流を深めるよう推進します。」とある。 障がい者がスポーツを楽しめる環境が都市に集中し、地域でのスポーツ活動が制限されていることも事実。このため、新システムを構築するのではなくの旧来のシステムを活用することが大切であり地域でのスポーツ活動に取り組んでいる総合型地域スポーツクラブ(以後総型クラブと表示)との連携が重要だと考える。 現在、総型クラブは県教育委員会の管轄で実施されているが、あくまでも健常者主体の総型クラブであり、現存の70のクラブにおいて、障がい者の加入がほんの僅かであり、高齢者の加入も同様である。 県教育委員会での第2期「熊本県スポーツ推進計画」(素案)には総型クラブの今後の方向、運営、支援等について記述されており、勿論障がい者も含めた計画であり、総型クラブの重要性を前に推進されている。 私自身の事だが、大学院生の時「総合型地域スポーツクラブ」の重要性を認識し、障がい者を加入できないか、調査研究したことがある。当時は開設数が5～6こであり、現状での財源、会員確保、施設開拓等でいっばいの状態であり、障がい者の加入についてはあるが実際には出来ないものだった。17年ほど経過した現在、開設数は70と増えたが、障がい者の加入はまだまだである。総型クラブの運営、支援等は教育委員会に任せれば良いと思うが、障がい者支援課も重要な役割を持っている。 令和2年度のスポーツ庁の補助金を受け、南関町で総型クラブでの「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでの」キャッチフレーズを基に障がい者と一緒にスポーツを楽しむための研究調査を実施している。内容は県内総型クラブの調査研究、町内事業所(管内の小、中学、特別支援学校、放課後デイサービスを含む)のニーズ調査、町内障がい者のニーズ調査、障がい者スポーツ普及イベント開催、徳島県とのオンライン視察など。小さな町であり、アンケートの回答数も少ない中だが、これから先、総合型で一緒にスポーツを楽しむための施設側と障がい者側がしっかりと回答して頂き重要なことが幾つかあった。 このことを踏まえ、地域社会でスポーツを通して共生社会を実現させるため、下記事項を障がい者支援課で独自に構築して計画の中に盛り込んでほしい。 1)総合型地域スポーツクラブの活用と連携 2)熊本障がい者スポーツ指導者協議会との連携 3)熊本県スポーツ推進委員協議会との連携 4)特別支援学校・学級に置ける就学障がい児のスポーツ対応 5)市町村の社会体育担当者・生涯スポーツ担当者との連携 6)熊本障がい者スポーツ指導者協議会への支援</p> <p>障がい者がスポーツを行う上での問題点で必ず、①施設までの移動手段、②場所、③料金、④指導員などの問題が双方にある。 ①移動手段は巡回車を運行、(県の補助・市町村の補助・総型クラブ独自の運行など、②場所は中学校区内程度の総型クラブの施設利用、③料金については障がい者半額等の案もあるが、年会費3,000円で相当との意見が多い。(前述の調査結果より)④指導員については熊本障がい者スポーツ指導者協議会の支部会員の活用がある。 共生社会実現には「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでの」掲げる総型クラブが最適と思う。 障がい者が加入することにより、財源等を含めた総型クラブの充実、人材の育成、施設の復旧と充実、実施種目も増加などがある。教育委員会でのアンケートでは、運動不足の解消と仲間作り、全国や世界の檜舞台で活躍する選手が見たいなどの意見がある一方、健康の維持、体力増進やストレス発散、気晴らし、仲良く楽しくやりたいという意見が多く、レクリエーション的スポーツと競技性の高いスポーツの両面性が必要と思われる。 このため、障がい者スポーツ指導員の支部会員及び熊本県障がい者スポーツ・文化協会に所属する各種障がい者スポーツ競技団体及び、県スポーツ推進委員協議会会員による専門的な助言と指導を受け、また、レクリエーション協会との連携を行い充実を図ることが大切である。 健常者が参加することにより、相互の理解による人格と個性の尊重や理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・看護師(NC)などの医療従事者の参加等により医療の専門的助言とサポートがあり、これらの関係者は更に障がい者スポーツ指導員資格取得の機会となり人材の育成に繋がる。 障がい者については、健常者と同じく相互の理解、人格と個性の尊重により強い絆が生まれ、更に、運動習慣の定着化によりQOLやADLの向上に繋がり自立と社会参加が促進される。このことにより地域の活性化、健康で活力ある生涯、パラ選手の発掘・育成等に寄与する。 また、行政との連携が必要なので市町村の社会体育担当者及び生涯スポーツ行政担当者との連携も不可欠となる。 就学児のスポーツについては、特殊学校、学級で障がい者スポーツの普及が必要。具体的には障がい者スポーツ教室開催などで、総型クラブと同じく障がい者スポーツ指導者協議会及び県スポーツ推進委員協議会との連携により、生徒がいろんなスポーツを体験できると共に、自分に合ったスポーツを見つけ総型クラブへの加入する道標となる。 さらに教員には障がい者スポーツに対する意識が向上し、障がい者スポーツ指導員資格取得の機会となり人材の育成と資質の向上に繋がる。平成30年から小学生は運動部活動から社会活動に移行し、更に少子化と人口の集中化によりスポーツ人口の減少中での対応策と考える。 地域でのスポーツ活動はこれから特に重要で、人が明るくなれば地域も明るくなる。総型クラブに障がい者を加入させる具体的な対策を講じてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進には、総合型地域スポーツクラブの活用や地域における交流の促進は必要なものであると考えられるため、第2期熊本県スポーツ推進計画(2019年～2023年)で示されている「障がい者スポーツの推進」の本文を本計画に追加しました。</p> <p><修正後> (略)障がい者の社会参加を推進します。 また、スポーツ・レクリエーションによって障がい者に対する地域社会の理解を深め、障がいのある人の自立や社会参加、あるいは健康の維持増進を図り、関係者のネットワークにより地域交流を促進します。 総合型地域スポーツクラブにおいては、障がいの有無に関わらず、共にスポーツに親しむクラブづくりを目指すことで、障がいのある人が身近なスポーツ施設で、日常的にスポーツに親しめるばかりでなく、お互いの理解と交流を深めるよう推進します。 さらに、東京パラリンピックを機に、(略)</p>	<p>反映</p>